

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	執行機関名 町田市長
3. 市区町村名	町田市	
4. 届出番号	10	
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)	知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koukai/mynumber/index.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園その他これに準ずる施設に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例別表第1 第6の項 私立幼稚園その他これに準ずる施設に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号） 第1条	町田市私立幼稚園等通園補助金交付要綱第2
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが <u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること</u> を目的とする。	第2 補助の目的 補助金は、予算の範囲内において、私立幼稚園等に通園する対象子どもの保護者に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって <u>幼児教育の振興と充実に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		補助金等の予算の執行に関する規則 町田市補助金等の交付に関する要綱 町田市私立幼稚園等通園補助金交付要綱 2017年度町田市私立幼稚園等(私学助成型)通園補助金交付事務取扱要領